

○国土交通省告示第百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十八日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道32号改築工事（猪ノ鼻道路・徳島県三好市池田町西山落地内から同市池田町州津乳ノ木地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 徳島県三好市池田町西山落、西山大田、西山船原、州津井関、州津滝端及び州津乳ノ木地内
- 2 使用の部分 徳島県三好市池田町西山落、西山大田、西山船原、州津葛ヶ久保及び州津井関地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、香川県三豊市財田町財田上字池ノ尾地内から徳島県三好市池田町州津乳ノ木地内までの延長8.2kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道32号改築工事（猪ノ鼻道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

一般国道32号（以下「本路線」という。）は、高松市を起点とし、丸亀市、三好市等を経由して高知市に至る延長約144kmの主要幹線道路である。

このうち本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、香川県三豊市と徳島県三好市間を結ぶ唯一の幹線道路であるなど、これらの地域の日常生活等にとって重要な路線である。

しかしながら、現道は道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が多数存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が新たに整備されることから、走行距離及び所要時間の短縮とともに、自然災害時等における現道の代替路が新たに整備されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成24年3月及び同年7月に、環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているナガレホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等が確認されている。オオタカ、クマタカ及びハヤブサについては、営巣が確認されておらず、同様の生息環境が周辺に残されることなどから、ナガレホトケドジョウについては、河川の改変は生じないことから、それぞれ影響は小さいとされている。サシバについては、営巣が確認されていることから、起業者は、専門家の指導助言を受け、モニタリング調査を実施しており、必要に応じて保全措置を講じることとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナンカイアオイ、オオヒキヨモギ、キンラン等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所での生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周

知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、既に発掘調査等が完了しており、記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第3種第3級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より主に西側を通過するルート案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、取得必要面積が少ないこと、地すべり対策工の必要がないこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間が多数存在していること、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、三好市長を会長とする四国びとのみらい実行委員会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 徳島県三好市役所